

静岡県監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和元年7月23日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 和田篤夫
静岡県監査委員 曳田卓

監査対象機関	監査結果報告年月日
東部健康福祉センター	平成31年2月15日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 交通加害事故の多発 3 内容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。	
【措置の内容】 職員の交通安全意識の高揚と運転技術の向上を図るため、次の交通安全対策を実施しています。 1 毎月開催する定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会が発行する月刊誌「安全運転管理しずおか」に掲載されている記事を利用して、副安全運転管理者である総務課長が「危険予測トレーニング」や季節ごとの注意のポイントを解説し、各課長から課員に説明や資料回覧することで、職員全体の安全意識の高揚を図っています。 また、翌月に免許証の有効期限が切れる職員を発表し、各課長が該当職員の免許更新を確認するよう依頼することで、免許証の更新忘れの予防を図っています。 2 所内で発生した事故の状況等をデータベースを通じて全職員に周知し、運転する際の注意点や対策の共有化を図っています。 3 年度当初に携帯用の「交通事故発生時対応マニュアル」を全職員に配布しました。 4 平成29年度以降の公務中及び通勤途上の交通加害事故の事故形態や事故を起こした職員の属性をみると、これまで重点事項としてきた駐車場内やバック時の事故が減少し、若手の職員による運転不慣れや注意力欠如に起因する事故が増加していました。 そこで、各職員の運転適性をチェックし、運転行動の見直しを図るため、平成31年2月の定例部・課長会議において、静岡県安全運転管理協会のホームページに掲載されている教育資料をダウンロードして配布し、各自の運転時の心理や行動をチェックさせ、各職員にあった運転上の注意事項を再認識させることとしました。	

- 5 各種講習会（人事課主催、東部出納室〔東部総合庁舎安全運転管理者〕主催の交通安全研修会・安全運転実技研修会等）への参加を奨励し、多くの職員が参加しています。特に公用車での交通事故を起こした職員に対しては、安全運転実技研修を積極的に受講するよう働き掛けています。
- 6 公用車で出張する職員に対しての安全運転の声掛け、積雪予報時の公用車出張予定者への注意喚起を行い、事故の未然回避を図っています。
- 7 東部出納室や支所等に配備されているアルコール検知器により、飲酒運転防止の徹底を図っています。

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 注意
- 2 件名 不適切な交通安全対策による車両破損事故の発生
- 3 内容 水質汚濁防止法に基づく工場排水の採水を行うため、公道上のマンホールを開口したまま確認作業をしていたところ、十分な交通安全対策を講じていなかったことから、走行してきた車両が道路中央部のマンホールの蓋を跳ね上げ、同車両を破損する事故が発生した。

【措置の内容】

職員の交通安全意識の向上に努めるとともに、次のとおり事故の再発防止に努めています。

- 1 県生活環境課と連携し、「水質に係る立入検査マニュアル」を次のとおり改訂しました。
 - ・原則として道路等での採水は行わない。やむを得ず道路上で採水を行う場合は、道路使用許可を取得したうえで、誘導員配置、コーン設置等による必要な安全確保対策を講じたうえで採水作業を行う。
- 2 当所では、当該マニュアルに従った立入検査の実施を徹底し、安全確保対策を万全にするために、予め事業所の採水地点を把握することとし、平成30年度から立入検査書には、採水地点の情報の記載と写真を添付することに改めました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部健康福祉センター	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成30年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故の防止対策として、次のとおり職員の交通安全意識の醸成及び運転技術の向上を図るなど、交通事故のリスクの低減に努めています。</p> <p>1 各部に交通安全対策推進委員 2 名を設置し、交通安全意識高揚の先導役として、また、交通安全対策の推進役として、積極的に交通事故防止に向けた活動をしています。</p> <p>2 輪番により職員一人ひとりが考えた交通安全の標語を、毎日事務所の出入口に掲示するとともに、各部の交通安全推進員を中心に毎月順番に交通安全スローガンを設定し、月の初日と毎週定期的に全職員にメールで通知し、交通安全意識の徹底を図っています。</p> <p>3 毎月、静岡県安全運転管理協会から送付される交通安全広報誌の記事を抜粋し、職員に情報提供しています。また、公用車での出張の際には、出張する職員に対して安全運転に努めるよう声掛けを励行しています。</p> <p>4 交通安全運動の実施時期や交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員に周知し、各職員の意識の喚起を図っています。</p> <p>5 毎月開催する課長連絡会において、課員へ交通安全を徹底するように指示しています。</p> <p>6 毎年、運転技術の向上や安全運転意識の定着を図るため、地元警察署の協力を得て、交通安全講習会を 2 日間（2 回）開催しています。</p> <p>7 県が企画する職員参加型交通安全講習会を 3 日間（7 回）開催し、身近な事例の映像の視聴や意見交換により交通事故の未然防止を強く意識するなど、安全運転意識の醸成を図りました。</p> <p>8 新規採用職員を対象とした出納室（藤枝総合庁舎安全運転管理者）主催の運転実技講習会等に職員を積極的に参加させ、運転技術の向上と交通安全意識の向上に努めています。</p> <p>9 自動車の運転に関する性格診断シートを職員に送信し、職員自らが運転時における心理を把握することで、安全運転意識の向上に努めています。</p> <p>10 コンプライアンス月間やコンプライアンス旬間等の機会やコンプライアンス通信等を活用し職場内での意見交換を行い、安全運転の向上に努めています。</p> <p>11 セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」に全職員が参加して安全運転を心掛けています。</p>	

- 12 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーやバックセンサーを整備し、事故防止対策を強化しています。
- 13 「公用車運転前点検表」に酒気帯びチェック欄を設け、前日に飲酒した場合は、必ずアルコールチェックを行い、運転の可否を確認しています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
水産技術研究所	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした本人に対し、所長から厳重に注意をするとともに、全職員に交通安全・交通事故防止の注意喚起を行いました。</p> <p>交通安全対策については、毎月開催する交通安全委員会において、所長による訓示、「公用車を駐車する際はバックで駐車します。」「公用車に同乗する職員も運転手と一緒に、発進・後退・右左折の安全確認を行います。」など当月の交通安全目標の設定、最近の交通事故の傾向や注意点等を周知し、注意喚起及び交通安全への意識高揚を行っています。</p> <p>また、毎週初日に行事・業務の確認及び連絡を行う際、交通安全標語を読み上げて交通安全への呼び掛けを行い、交通事故防止の注意喚起を行っています。</p> <p>さらに、平成29年度と30年度に職員参加型交通安全講習会を開催し、職員をはじめ非常勤及び臨時的任用職員が出席し、講師による事故防止対策の具体例や注意点等の解説を聴講し、意見交換を行うなど交通安全への意識高揚を図りました。</p> <p>今後も、繰り返し交通安全に対する意識啓発を行い、職員一体となって交通事故防止に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①指定管理業務に係る月次報告書の未徴収</p> <p>3 内 容 平成25年 9 月分から30年10月分の指定管理業務に係る月次報告書を指定管理者から徴収していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>「静岡県営漁港内指定管理施設の管理運営に関する協定書」に基づく月次報告書の提出については、担当者が協定の内容をよく確認していなかったことや、督促しなければ提出されない状況であったことを事務所として認識できていなかったことから、担当者の失念をフォローすることができませんでした。</p> <p>また、平成29年 3 月の協定更新時に、事務所として月次報告書の提出状況を確認する機会があったにも関わらず、提出状況を確認せず是正指導を行わないまま協定を更新しました。</p> <p>月次報告書の未提出状況の把握後は、直ちに指定管理者に対して是正指導を行い、平成30年11月に平成30年度分の月次報告書を提出させ、以降は毎月、月次報告書が提出されています。</p> <p>今後は、協定書の規定どおりに指定管理者からの月次報告書の提出を徹底させるとともに、提出された報告書に協定書を添付して課内供覧します。また、担当者が交代しても定例業務として確認できるように、班業務の年間スケジュールに協定書に定める事務を盛り込み、担当課内で情報共有を図ります。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②業務委託の不適切な履行期間の設定及び設計変更事務</p> <p>3 内 容 平成28年度から29年度に実施した地区協議会運営補助業務委託において、必要な履行期間を確保せずに契約を締結していた。また、設計変更に当たり、必要な設計図書の変更を行っていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>履行期間については、平成29年度内に終了する予定で当初設定をしましたが、想定以上に地区協議会開催に係る地元調整に時間を要してしまい、結果として地区協議会の開催が遅れたことに伴い、履行期間の延長を行ったものです。</p> <p>また、設計変更については、設計変更についての調整、確認を行っていたものの、変更契約設計図</p>	

書内の履行条件部分に、地元調整のため当初計画より遅れた地区協議会の開催時期が明示していなかったものです。

このため、業務委託の発注に当たっては、不測の事態も勘案した余裕のある履行期間を設定するとともに、やむを得ない事情により業務委託の発注時期が年度末となってしまうなど、明らかに履行期間が不足する場合には、繰越承認を待ってから入札を行うなど必要な履行期間を確保することを課長会議の場において指導し、徹底を図りました。また、適切に変更事務を行うよう、建設関連業務における履行条件明示について明示事項や明示方法などの取扱いを定めた「建設関連業務における履行条件明示について（通知）」（平成28年3月18日付け建技第499号）の内容の理解と遵守を徹底し、再発防止を図ります。

今後は、これらの取組を徹底し、適切な業務委託の実施に努めます。

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 | 件名 | ③建設工事の不適切な設計変更及び変更契約事務 |
| 3 | 内容 | 平成29年度から30年度に実施した道路工事の工期の延長変更において、変更理由が主たる理由となっていなかった。また、その変更契約日を誤り県議会議決前の日付で翌年度にわたる変更契約を締結していた。 |

【措置の内容】

変更理由については、工期を延長する契約変更手続において、結果的に工期延長の主たる理由となる事象が発生した時点では工期を延長しなくても工程の工夫により工期内完成が見込まれたことから当該理由を主たる理由とせず、その他延期の一因となる、変更契約手続を行う直前に発生した別の理由を主たる変更理由としていたものです。

変更契約日については、県議会2月定例会における議決日（平成30年3月16日）で変更契約を締結するところ、受注者あてに「建設工事変更請負契約について」を通知するに当たって、担当者が誤って契約日を平成30年3月14日とする旨を口頭で伝えたため、受注者が指示された契約日で契約書を作成し、結果的に県議会議決前の日付で変更契約を締結したことになったものです。

このため、「設計変更理由の明確化について」（平成24年10月26日付け建技第284号）の内容の理解と遵守を徹底するとともに、翌年度繰越しとなる工期延長の設計書が回付された際には、支出負担行為の起案時に、繰越案件である旨と議会閉会日を明示することにより、再発防止を図ります。

今後は、これらの取組を徹底し、建設工事における適切な設計変更事務に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田土木事務所	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成 29 年度及び 30 年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）が 10 件、工事等の関係者事故（人身）が 3 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってききましたが、水道管の破損や上空占用物を破損した事故等、同様の事故が繰り返し発生することを防止できませんでした。</p> <p>このようなことから、工事事故の発生を抑制するための事務所独自の更なる取組として、次の 2 項目を実施しているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生した事故状況・再発防止策等の情報を、施工中の全ての受注者に対し周知徹底することで、同様の事故が他の現場で発生することを防止する。今後、事故が発生した場合やその他の事故情報があつた場合、随時、情報提供する。 ・受発注者相互の安全意識向上を図るため、工事及び現場監理業務を伴う業務委託の全てを対象に、安全管理に係る「宣言書」を初回打合せ時に作成し、受発注者双方で工事（業務）完了まで、目のつく場所に保管する。 <p>今後は、上記 2 項目と平成30年10月から実施している交通基盤部全体の新たな取組である「工事事故防止計画」における各工事の災害リスクを予測し対策を立てる以下の 2 つの取組、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策 P D C A」を適時に実施 ・各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化 <p>を徹底し、業者に対して継続的に安全意識の啓発を図り、建設工事及び業務委託における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖北高等学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故の発生を受け、当該職員には嚴重注意をし、安全運転意識の徹底を指導しました。</p> <p>また、事故直後の職員会議で、全職員に対して交通加害事故を起こさないよう注意喚起を行い、余裕を持った運転を心掛けるよう訓示しました。</p> <p>平成27年4月の本校開校以降、平成29年4月から本校の分校となった佐久間分校も含め継続的に職員に対して、交通事故防止及び交通安全について注意喚起し、再発防止に努めていますが、交通安全に係る注意喚起を、あらためて以下のとおり実施しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の交通安全意識の徹底を図るため、年度当初の職員会議において、校長が、交通事故防止及び交通安全について、改めて注意喚起しました。 2 毎月の職員会議における校長の講話、県教育委員会作成資料（「信頼にこたえる」、「交通安全ニュース」等）を活用した研修及び啓発を行っています。 3 全国交通安全運動期間中の朝の打合せにおいて、副校長から交通事故の状況等の情報提供を行い、交通安全意識の高揚に努めています。 4 県教育委員会及び警察署から発せられる交通事故又は交通事犯に関する情報について、一人1台パソコン上の掲示板に掲載し、適時・的確な情報提供を行っています。 5 PTA活動の一環として教員がPTA役員とともに街頭に立ち、生徒に交通安全指導を行うとともに、教職員に対しても安全運転の啓発を行っています。 6 県教育委員会から全職員に毎月発信される事故削減プログラム「eーラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、配信翌日の朝の打合せにおいて、副校長が全職員に対しその実施を促進し、交通安全規範意識の向上に努めています。 <p>今後も安全運転意識の徹底の継続を図り、全職員で交通加害事故防止に努めてまいります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 7 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウント・交通安全標語の周知など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部特別支援学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（酒気帯び運転）の発生</p> <p>3 内 容 東部特別支援学校の教諭は、平成30年10月、通勤途上において酒気帯びの状態 で乗用車を運転し検挙された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 交通規則遵守について職員全体への注意喚起</p> <p>(1) 本人より交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日、朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。また、事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の完全実施を指示しました。</p> <p>(2) 県教委の懲戒処分が決まった当日、緊急の打ち合わせを設け、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起を行いました。</p> <p>(3) 平成30年12月、臨時職員研修「飲酒運転撲滅研修」を行い、職員の意識化の徹底を図りました。</p> <p>(4) 平成30年12月、年末の交通安全県民運動にあわせ、職員会議で管理職より注意喚起を行いました。</p> <p>(5) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで、校長から定期監査で「指摘」の結果になったことを職員に伝え、交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。</p> <p>2 本人への指導</p> <p>(1) 交通違反（酒気帯び運転）の報告があった翌日より、本人を自宅待機とし、管理職が家庭訪問を行いました。本人の状況を確認しながら配偶者を交え、処分が決まるまでの在り方について話し合いを行いました。</p> <p>(2) 停職処分を受けた後日、本人を学校へ呼び、復帰までの期間をどのように反省し、自分を顧みるかなどについて指導をしました。自己を顧みる記録を取り、1週間単位で学校へ提出するよう指示しました。また、月ごとの事故削減プログラムを自宅で行うよう指示しました。</p> <p>(3) 平成30年12月末、再度家庭訪問を管理職が行い、反省の度合いを確認しました。自己内省し日常生活を過ごすこと、教師として専門性を高めるための時間を過ごすことなど再度指導しました。</p> <p>3 今後の防止策</p> <p>(1) 平成31年 4 月から、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の</p>	

向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。

- (2) 平成31年度当初の職員会議で、校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。
- (3) 事故削減に向けた月目標を決め、職員室に掲示し、職員の意識化を高めるようにします。
- (4) 平成31年度、定期的に不祥事根絶月間を設け、全体事例研修を実施します。また、各学部において不祥事根絶に向けた自主研修を行います。
- (5) 静岡県警察本部、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えて、交通安全意識の向上を図ります。
- (6) 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%完全実施を行います。
- (7) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始めなど区切りの時期には、管理職が交通安全、法令順守について指導し、職員の意識低下を防ぎ、再発防止に努めます。
- (8) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝特別支援学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした職員に対しては、事故再発防止を注意喚起すると共に安全運転の徹底を指導した。また、交通事故を未然に防止するため、教職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下により交通事故の防止対策に取り組んでいます。今後も交通事故撲滅に向け様々な取組を実施していきます。</p> <p>1 学年主任を交通安全リーダーとして位置づけ、事故事例に学ぶ研修（グループワーク）を学年単位で行い、教職員一人ひとりの気付きや決意をまとめて管理職に報告しました。</p> <p>2 毎月10日、20日、30日の「事故0の日」には交通安全リーダーから各学年に指導と呼びかけを行っています。</p> <p>3 「アルコールチェッカー」の活用と「飲酒運転防止」の呼びかけを交通安全リーダー中心に行っています。</p> <p>4 志太地区の交通事故発生箇所を職員室に貼り出して注意喚起すると共に、それらの事故が起きた状況について解説し「追突事故」「巻き込み事故」防止に対する理解を図りました。</p> <p>5 週に3回、朝の打ち合わせ時に教職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、教職員の安全運転意識向上を図っています。</p> <p>6 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図っています。</p> <p>7 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講100%を目指して交通安全や事故防止に対する意識の向上を図っています。</p> <p>8 管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い教職員に伝達しています。</p> <p>9 春・夏・秋・年末の交通安全運動期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。</p> <p>10 無事故無違反者を目指してセーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加しています。</p> <p>11 教職員の意識改善のため、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報提供を実施しています。</p> <p>12 新聞記事や教育委員会からの事故情報を朝の打合せ等で共有し、全教職員に注意喚起していま</p>	

す。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津警察署	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 30 年度に、公務中における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故発生時には、署長、副署長から各課長等に対し交通事故防止の徹底を指示するとともに、朝会や各種会議において交通事故防止教養を実施しています。 ・ 主に警察学校を卒業した初任科生が配置される時期に合わせ、交通第一課取締係員による、交番で使用する第二種原動機付自転車を使用した走行訓練を実施しました。 ・ 地域課において、車両追跡時の事故防止要領、事故事例を踏まえた緊急走行時の注意点など交通事故と受傷事故の防止を目的とした指導を実施しました。 ・ 警ら活動に車両を頻繁に利用する各交番において、交通事故・交通違反防止に関する小集団検討会を実施し、管内の道路状況及び事故の特徴等を情報共有することにより、交通事故防止の意識付けを図りました。 ・ 車両通勤者に対し、交通官による交通事故防止教養を 3 日間実施しました。 ・ 交通事故発生時には、事故状況、原因分析及び反省・教訓事項を教養資料「N Z 教養」として発出し、当事者目線での内容を盛り込むことで、事故防止意識の向上に努めました。 <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能向上のため、民間の交通教育施設において、安全確認要領を含めた実技指導等の訓練を受講させています。 ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の運行前点検のほか自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工業技術研究所	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①研究用備品の亡失</p> <p>3 内 容 工業技術研究所は平成30年 8 月、職員の不注意により研究用備品の一部を亡失した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本事案の発生について、発生要因を分析しました。備品管理に関して職員のとるべき行動等に照らし、責任の有無を検討して物品亡失報告書を平成30年10月15日に提出しました。</p> <p>平成30年 9 月、10月の経営会議（所内の班長、科長以上の職員による会議）では、備品管理を慎重に行うよう注意をし、11月の経営会議では、事案への対応状況報告を行うとともに、備品亡失の要因と対応策をまとめたものを説明しました。</p> <p>12月には、職員全員を対象に研修会を実施して今回の亡失に至った経緯及び発生に至った要因分析結果を詳細に説明し、備品を扱う際の職員の責任、今後こうした事案を起こさないための心構えなど備品管理の徹底について周知しました。</p> <p>また、平成31年 3 月に「工業技術研究所備品持出要領」を整備し運用を開始しています。</p> <p>今後の防止策として、備品を持ち出して使用する場合は、「備品持出簿」に記入し、総務課長等の職員がこれを承認すること、返却する場合も総務課長等の職員がこれを確認することとしました。また、備品管理用の一覧表を作成し、毎年 1 回以上、備品の所在確認を行うこととしました。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通加害事故の発生を受けて、平成30年 8 月には、ドライブレコーダーの映像等を活用した危険予知の安全講習を実施しました。</p> <p>当事務所では毎月、経営会議（所内の班長、科長以上の職員による会議）で交通事故防止の注意喚起を行い、職員の交通安全意識の徹底を図るとともに、次の取組を継続して実施してきました。</p> <p>①交通事故発生時対応マニュアルの全職員への配付</p> <p>②交通安全標語を各科より募集</p>	

③交通安全標語をステッカーにして公用車のハンドルやダッシュボードに貼付

④各種講習会等への参加

⑤セーフティチャレンジラリーへの参加（全職員）

今後も交通事故防止のため、これらの取組を継続し、職員の交通安全意識を高めるとともに、安全運転の徹底に努めていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士東高等学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で公務中及び通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成27年度から29年度の発生当時、校長から当該職員に対して厳重な注意と指導を行いました。</p> <p>以降職員全体にも、交通事故を起こさないために、安全運転に対する職員の意識改革を図るよう、以下のような対策を講じています。</p> <p>1 職員の意識改革</p> <p>(1) 事故が発生した平成27年度から29年度当時は、直近の職員会議や朝の打合せにおいて、職員全体に向けて、校長や副校長から安全運転や事故防止の呼びかけを行いました。</p> <p>(2) 平成29年6月、平成30年6月と2年続けて、保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。</p> <p>(3) 職員会議や朝の打ち合わせにおいて、職員全体に、校長・副校長から交通安全に対する注意喚起を行い、交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しています。</p> <p>(4) 県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、配信の都度、朝の打合せにて受講を指導しました。また、受講率の低い職員には直接声掛けを行い、受講するよう勧めました。</p> <p>(5) 飲酒が増える時期や長期休業前には、飲酒運転の撲滅に対する意識の再確認を行い、あわせて事故防止についての注意喚起を行いました。</p> <p>2 今後の防止対策</p> <p>(1) 今後も引き続き「e-ラーニング」の積極的な受講を呼びかけます。</p> <p>(2) 職員会議等において、「e-ラーニング」にある「安全運転ニュース」を活用して、安全運転意識の向上に努めます。</p> <p>(3) 県教育委員会が発行するパンフレット「交通安全ニュース」や「信頼にこたえる」等を活用して職員全体に交通安全についての啓発を引き続き行っていきます。</p> <p>(4) アルコール検知器での検査、飲酒の機会での呼びかけ、不祥事根絶自己チェックについて、継続して注意喚起を行っていきます。</p> <p>(5) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静岡商業高等学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件は、いずれも通勤途上において、本人が十分な注意を怠ったことが原因です。当該職員には、事故直後に校長が厳重注意をし、事故防止について指導しました。</p> <p>以前より、毎月、職員会議の前に不祥事根絶に向けた研修会を実施し、教育公務員としての責任感と使命感の高揚を図ってきましたが、本件発生以降、安全運転に対する職員一人ひとりの意識改革を図るため交通事故・交通違反を最重要テーマとして数多く取り上げ、交通事故の未然防止に努めました。</p> <p>平成30年度の研修会は次の内容で実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月 「懲戒処分等の標準例」、「職員の交通事故・交通事犯の報告基準について」 ・7月 「交通ルールへの順守及び交通安全意識の徹底」、「著しい速度超過等」 ・12月 「交通ルールへの順守及び交通安全意識の徹底」、「飲酒運転根絶」 ・2月 「交通事故・交通違反の根絶」 <p>また、事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、朝の打ち合わせ等において、副校長が全職員に対しその実施を呼びかけ、交通安全規範意識の向上に努めています。</p> <p>今後も、交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討するとともに、取組を継続し、全職員の交通安全意識を高め、交通事故の防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
焼津中央高等学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成30年6月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、日曜日に部活動指導用件で自宅から勤務先まで移動したところ、道路が平日より混雑していたため、遅れないよう急いだことにより法定速度を超過したものです。また、2件の交通加害事故は、本人が注意深く運転すれば防止できたと認められるものです。交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、校長から本人に対して交通安全、交通法規順守について指導を行いました。</p> <p>特に、著しい速度超過を行った当該職員に対しては、校長から、時間に余裕をもって出発すること及び交通法規の順守の徹底について厳しく注意しました。平成30年9月11日、本事案について県教育委員会高校教育課長から校長及び当該職員が指導を受けた後は、9月14日の職員打ち合わせの際、校長から全職員に対して当該違反事案に関する状況説明及び交通法規順守について改めて厳しく注意喚起しました。</p> <p>教職員人事評価制度に係る職員との期首面談時において校長等から全職員に対して交通違反防止等に関して注意喚起を行い、平成30年7月19日開催の校内研修でも交通事故削減をテーマとして実施したところですが、こうした事態を受けて、教職員人事評価制度の期末面談の際にも改めて、個々の職員に対して交通違反防止等の注意喚起をしました。</p> <p>また、職員会議、朝礼等において、校長、副校長から改めて全職員に対して事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を厳しく促し、現在、受講率100%を達成しています。</p> <p>さらに、交通違反、交通事故等の職員の不祥事案件に係る通知が発出される都度、職員会議、朝礼等において当該案件に係る通知等を全職員に配布し、コンプライアンスについて注意喚起しています。</p> <p>平成31年2月15日に監査結果の申し渡しを受けた後は、2月20日に臨時職員会議を行い、校長から当該監査結果の報告及びコンプライアンスについて改めて厳しく注意喚起しました。</p> <p>平成31年度には、4月の第1回職員会議において、転入者を含む全職員に対して平成30年度の交通違反等の発生状況を説明し、嚴重注意を促します。</p> <p>また、交通違反防止等をテーマとした校内研修の実施、職員室出入口及び職員昇降口への無事故無</p>	

違反メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
藤枝東高等学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>該当職員に対し、所属長からそれぞれ厳重に注意し、関係者等との連絡や調整等に不備なく誠実な対応をするよう指導するとともに、それぞれの事犯発生後速やかに、教職員の朝の打合せにおいて事案を共有し、交通事故が不注意から発生していることを踏まえ、安全な自動車運転について注意喚起を行いました。</p> <p>また、平成29年度以前も、教職員に対し交通安全の徹底に取り組んで参りましたが、次の取組を実施することで教職員の交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努めています。</p> <p>1 職員会議及び朝の打合せにおいて、教職員に対し、交通事犯の具体的事例を示しつつ、交通規則遵守及び交通安全の意識高揚に努めるよう指導するとともに、たとえ軽微な事案であっても速やかに管理職に報告することを徹底しています。</p> <p>2 校内の不祥事根絶研修（職員会議の中で実施）において、県内で発生した交通事犯の事例を用いて、その原因、対策等について教職員に考えさせ、同様のことが発生することのないよう指導しています。</p> <p>3 教育委員会が配信する事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を実施するよう、管理職から繰り返し受講を促し、受講率を高めて、事故防止に対する意識の高揚を図っています。</p> <p>4 今後、交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」の導入、自動車保険会社等の外部講師による研修の実施等を検討して参ります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
島田工業高等学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>公務中及び通勤途上における交通加害事故は、いずれも本人の前方不注意によることが原因です。校長から当該職員に対し深く反省を促し、厳重に注意しました。</p> <p>また、職員全体には以下のように対策を講じています。</p> <p>1 平成29年11月16日、職員打合せにおいて、校長から全職員に対し公務中の加害事故について説明するとともに、交通事故撲滅と事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）（以下「事故削減プログラム」という。）の実施について一層の取組を行うよう訓示しました。</p> <p>2 平成29年12月21日、職員会議にて、校長から通勤途上における加害事故について全職員に説明するとともに、事故削減プログラムを実施している最中の交通事故であったことから、改めて綱紀の厳正保持等について訓示しました。</p> <p>3 その後、毎月の職員会議において交通事故だけではなく、不祥事全般について「コンプライアンス通信」等を活用して根絶研修を行っています。</p> <p>また、事故削減プログラムの実施について全職員に呼びかけ、毎月の受講率100%を継続しています。</p> <p>今後も、交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p> <p>また、職員会議や研修において、不祥事根絶に対する全職員の意識の高揚を図るとともに、交通事故を未然に防ぎよう、再発防止に取組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士特別支援学校	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 30 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から、該当職員へ厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、職員全体には安全運転に対する職員の注意喚起と意識改革が図られるよう、以下の対策を講じています。</p> <p>1 職員への注意喚起と意識改革</p> <p>(1) 平成30年度の職員会議では、毎回校長や副校長から安全運転及び事故防止についての呼びかけを行いました。</p> <p>(2) 交通事故発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事故の概況説明をし、事故防止の注意喚起をしました。</p> <p>(3) 平成30年10月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図りました。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示しました。</p> <p>(4) 平成30年11月、保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として行いました。</p> <p>(5) 事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のためのプログラム）の配信があった都度、朝の打ち合わせで副校長から受講を指導しました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>(1) 平成31年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。</p> <p>(2) 静岡県警察本部、富士警察署、静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。</p> <p>(3) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。</p> <p>(4) 交通加害事故が何日起きていないかを表す無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
静浦漁業協同組合	平成31年2月15日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 利用料金の徴収に係る不適切な事務処理 3 内 容 平成 30 年度の指定管理業務における利用料金について不適切な事務処理があった。	
【措置の内容】 本案件は、プレジャーボートの係留をやめる利用者に対し、本来は指定管理者が当該年度の利用料金残金を精算しなければならないところ、年度途中で新規に係留する利用者がいた場合、利用者間でその料金のやり取りをさせていたものです。 今後は、指定管理者が直接利用料金残額の精算を行うとともに、利用者との連携を密にして、船舶撤去後に廃止届を提出させるなどの対策を講じながら、適切な事務処理に努めていきます。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
いとう漁業協同組合	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 指定管理業務に係る月次報告書の未提出</p> <p>3 内 容 平成25年9月分から30年10月分の指定管理業務に係る月次報告書を、県に提出していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>「静岡県営漁港内指定管理施設の管理運営に関する協定書」は5年毎に更新手続が行われていますが、協定書の確認が不十分で、指定管理業務に係る月次報告書の提出が徹底されていませんでした。</p> <p>平成30年11月に平成30年度分の月次報告書を土木事務所に提出し、以降は協定書の規定どおりに月次報告書を提出しています。</p> <p>今後は、定例業務として位置付け、協定書の規定どおりに月次報告書を提出します。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件名 わいせつ行為の発生</p> <p>3 内容 中部の県立高等学校の臨時講師は、平成29年11月頃から平成30年2月頃の間、勤務校の女子生徒1人に対し、わいせつ行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 事案発覚後、翌日（平成30年2月9日）の朝の打合せにおいて、校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。</p> <p>(1) 今回の不祥事を教訓とし、改めて不祥事根絶への高い意識を保つことを要請しました。</p> <p>(2) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 生徒との私的な携帯電話やメール、LINE等のやり取りをしないこと。</p> <p>イ 生徒を自家用車に乗せることは厳に慎むこと。</p> <p>(3) 職場内のコミュニケーションを活性化させ、職員間の意見交換や上司への相談等が円滑に行われる環境づくりに努めること。</p> <p>2 平成30年3月の不祥事の公表後に(1)から(5)の研修等を実施しています。</p> <p>(1) 平成30年3月26日の職員会議にて、副校長が懲戒処分の公表について資料を配布し、県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」を用いて、生徒との接し方について職員一人一人が自分のこととして行動を振り返る機会を設けました。</p> <p>(2) 平成30年4月3日の職員会議にて、校長から、教育に携わる者としての使命と責任について、本校の目指す姿とともに訓示し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(3) 平成30年4月27日の職員会議にて、副校長が「平成30年度不祥事根絶取組計画」を示し、年間を通して職員一丸となって不祥事根絶に取り組むことを確認しました。</p> <p>(4) 不祥事根絶推進月間の6月の職員会議において、コンプライアンス啓発資料「信頼にこたえる」を活用してグループワークを行いました。特に、不祥事を未然に防ぐため、一人ひとりに何かできたことは無かったかを議論しあいました。</p> <p>(5) 県から懲戒処分の公表がある度に、直近の職員会議において、懲戒処分の公表及びコンプライアンス通信を全職員に周知し、綱紀粛清を図っています。</p> <p>3 不祥事根絶に向けて継続的に(1)から(5)の取組をしています。</p> <p>(1) 管理職による職員との年3回の面談を通して、職員が相談しやすい環境づくりをしています。</p> <p>(2) 管理職が日頃から職員の様子を観察し、表情や言動、勤務の状況等を確認しています。気になる職員には管理職から適切な声掛けを行い、会話を交わして気軽に話せる雰囲気作りにも心掛け、</p>	

職員を孤立させてしまわないようにしています。

- (3) 毎月、コンプライアンス委員（運営委員）による不祥事チェックを行い、情報交換するとともに、職員会議で全職員に結果を周知しています。また、コンプライアンス委員以外の全職員も不祥事チェックの報告を随時上げられる体制を整えています。
- (4) 毎月の職員安全衛生委員会内で職員メンタル健康チェックを行い、職員の心身の健康管理を行っています。
- (5) 2ヶ月に1回「相談室便り」の定期的発行を通じて、生徒への積極的な広報と、相談しやすい環境作りに努めています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 わいせつ行為及び部費の私的費消の発生</p> <p>3 内 容 中部の県立高等学校の教諭は、平成30年7月頃から10月頃の間、度々、勤務校の女子生徒1人に対し、校内でわいせつ行為を行った。</p> <p>また、自ら顧問を務める部活動において、平成30年6月以降、生徒保護者から現金で集めた部費336,000円を、学校で管理している預金口座に即座に入金せず、職員室の机で漫然と保管し、結果として、うち192,000円を私的に費消した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 平成30年10月25日の職員会議において、校長が職員に対し、次のとおり指示しました。</p> <p>(1) 教育活動における生徒との接し方について</p> <p>ア 必要な距離を保つこと。</p> <p>イ 連絡方法の適切な使用を遵守すること。生徒との個人的な電話やメール、LINE等のSNSのやり取りをしないこと。</p> <p>ウ 指導する場所、時間に注意し、生徒への個別指導を行う際は、密室となるような場所は使用しないこと。職員間で情報を共有し、複数人で対応すること。</p> <p>(2) 生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、安全、危機管理の観点から密室を作らないように、風通し、見通しの良い学校を目指すこと。</p> <p>(3) 原則、生徒からの徴収金等は預金口座に速やかに入金すること。やむを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。また、職員個人の現金についても、職員室の机等で漫然と保管しないこと。</p> <p>2 不祥事根絶に向けた研修等の実施について</p> <p>(1) 平成30年10月16日の職員研修にて、外部講師によるハラスメント予防として主にパワハラ、セクハラ防止に関する研修を実施し、職員の意識の向上を図りました。</p> <p>(2) 平成30年10月25日、11月26日の職員会議にて、副校長が県教委作成のコンプライアンス資料「信頼にこたえる」、「不祥事根絶に向けて」等を用いて、「不祥事根絶研修」を実施しました。「わいせつ行為・セクハラ防止チェックポイント」を配布し、職員各自の行動をチェック方式で確認することで、不祥事根絶の自覚を高めました。</p> <p>(3) 平成30年11月26日の職員会議にて、事務長が「学校徴収金マニュアル」に基づく会計処理を徹底するよう再度、説明しました。特に現金の扱いについて、原則、職員が現金を扱わないこと、</p>	

やむを得ず現金を保管する場合は事務室の金庫に預けるよう注意喚起しました。

(4) 懲戒処分が報告された都度、直近の職員会議で職員に周知し、綱紀粛清を促しています。

3 再発防止に向けた校内環境づくりについて

(1) 副校長又は教頭が、放課後など随時校内巡視を行い、職員が生徒と1対1になるような状況をつくらせない環境を作りました。

(2) 管理当番（教員）が校舎の施錠に回る時に、生徒の居残り状況を管理当番日誌に記入した上で、副校長又は教頭に報告することを徹底しました。

(3) 準備室等が密室とならないよう、事案後すぐに出入口ドアの窓ガラスの貼紙を撤去し、平成31年2月6日までに、全ての準備室等のくもりガラスを透明ガラスに取替えて、廊下から室内が見渡せるように改善しました。

(4) 平成30年11月に職員の鍵の貸与状況調査をするとともに、職員室で管理している準備室等の鍵の管理方法を見直し、鍵の管理の徹底を図りました。

(5) 毎月、コンプライアンス月報を発行し、不祥事の早期発見及び情報の共有を図っています。

4 適正な会計処理の徹底について

(1) 全ての部活動について、部活動費の調査を実施し、部費の徴収金額及び徴収方法、会計手続きの状況を把握した上で、会計担当者に対し個別に指導しました。

(2) 「学校徴収金マニュアル」に基づき、部費についても平成30年度から学期毎に事務長が出納簿・証拠書類・通帳・保護者あて通知を確認することとしました。（1学期分：9月に確認済、2学期分：2月に確認済）

(3) 事案発生後、当該部活動費については、部費の現金徴収を廃し、口座振込に一本化しました。その他の部活動についても、現在検討をしています。

5 今後の対応

今後も、本事案発生前からの取組に加え、上記の対応を継続し、不祥事根絶の取組を続けて参ります。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
西部の県立高等学校、校名は非公表	平成31年 2 月 15 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 教員による生徒への体罰行為の発生</p> <p>3 内 容 西部の県立高等学校の教諭は、1年生の男子生徒1人に対し、両頬を平手で6、7回叩くという体罰行為を行った。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>体罰が確認された後、すぐに校長から、該当教員に対して体罰が許されないことの説諭を行いました。</p> <p>また、職員に対して次の取組を実施しました。</p> <p>1 平成30年6月の職員会議では、校長から、体罰及び暴力を絶対に許さない風土の醸成に関する講話を行うとともに、管理職から、会計処理及び交通安全などの不祥事を根絶するための研修を行いました。</p> <p>2 平成30年8月には、生徒の個性などを踏まえて社会的な対応能力の伸長に力点を置く開発的生徒指導と、教員が生徒の問題に対して初期の段階で対応し、深刻化させない予防的生徒指導について研修を行い、グループワークを通じてそれぞれの指導方法について学習する機会を設けました。</p> <p>3 平成30年10月の職員会議では、人権担当者研修会受講者からの報告により、守られるべき生徒の人権について考える機会を設けました。</p> <p>4 「生徒に付けたい力」の1つとして「リスペクト」を掲げ、自分や人を大切にする心を育てることを目標とし、この目標の達成のため、教職員による体罰はもちろん、いじめ、嫌がらせ、暴力行為を学校から撲滅するよう、全校を挙げて取り組むこととしました。</p> <p>5 人事評価面談の中で、改めて体罰防止の意識を確認するとともに、行き過ぎる生徒指導を見かけた場合は、管理職へ必ず報告することを伝えました。</p> <p>今後も様々な機会をとらえて、体罰をはじめとした不祥事の根絶の研修を行い、全職員の意識をより高めていくように努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
磐田農業高等学校	平成31年2月15日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 職員によるPTA会計等の横領及び海外教育協力会会計の不適切な処理事案の発生</p> <p>3 内 容 磐田農業高等学校の職員は、平成29年10月から平成30年3月までの間、PTA会計及び海外教育協力会会計に係る預金口座から、現金2,901,932円を不正に引き出し、一部(1,710,332円)を遊興費等に費消した。また、当該職員は、平成29年8月、同窓会が海外教育協力会会計に支出した現金200,000円を受け取りながら、同会計の預金口座に入金せず使途不明金とした。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>PTA会計、海外教育協力会会計の不適切な処理が判明し直ちに教育委員会事務局へ報告し、警察へ相談をするとともに、PTA臨時運営委員会を開催し、内容についての説明と謝罪をし、告訴について報告しました。また、緊急の職員会議を開き、校長から全職員に公金等の取扱い及びコンプライアンスについて再確認をしました。その後臨時保護者会、臨時集会を実施し保護者と生徒へ説明をしました。</p> <p>なお、下記のとおり再発防止策をとり、PTA会計等事務について適正な会計管理を徹底するように努めています。</p> <p>1 印箱を鍵付きのものに変更し鍵の管理者は事務長と副校長とし、印鑑の厳正な管理。</p> <p>2 稟議に基づく入出金のチェックを徹底し、証拠書類、帳簿の月次チェックを翌月15日までに実施。</p> <p>3 教職員のコンプライアンスについて、平成30年度不祥事根絶取組計画に基づき、全職員に対し会計処理に関する研修を年3回実施。今後も年2回以上実施。</p>	